

京都市地球温暖化対策条例の見直し及び次期京都市地球温暖化対策計画の策定に係る重点的に取り組むべき分野及び具体的な対策の方向性について

(うち、京都市地球温暖化対策条例の見直しに関する事項)

答申

(第 1 5 号)

令和 2 年 9 月

京都市環境審議会

目 次

第1	はじめに	p 1
第2	地球温暖化を巡る現状	p 3
1	世界における動向	p 3
2	我が国における動向	p 3
3	京都市における地球温暖化対策の取組状況	p 4
第3	2050年二酸化炭素排出量正味ゼロの実現に向けた基本的な 考え方	p 7
1	2050年に実現を目指す姿	p 7
2	必要となる考え方	p 8
第4	条例改正に当たっての基本的な考え方	p11
1	地球温暖化対策の推進に当たっての基本的な考え方の 明示	p11
2	削減目標	p11
3	施策の方向性	p12
	(1) ライフスタイルの転換	
	(2) ビジネスの転換	
	(3) エネルギーの転換	
	(4) モビリティの転換	
	(5) 適応策の推進	
第5	おわりに	p19
	<資料編>	
資料1	諮問文	p22
資料2	環境審議会委員名簿	p25
資料3	地球温暖化対策推進委員会委員名簿	p26
資料4	審議経過	p27
資料5	京都市地球温暖化対策条例	p28

第 1 はじめに

京都市は、京都議定書誕生の地として、地球温暖化対策に特化した条例を全国で初めて制定し、積極的に地球温暖化対策に取り組んできた。

京都議定書が大きく飛躍したパリ協定が実行の段階を迎える中、令和元年5月、京都市において IPCC 総会が開催され、パリ協定の実行に不可欠な温室効果ガス排出量算定のための「IPCC 京都ガイドライン」が採択されるとともに、この総会の開催を記念したシンポジウムにおいて、門川京都市長が、持続可能で豊かな地球環境を将来に引き継ぐ責任を果たすため、全国の自治体の首長として初めて、「2050 年二酸化炭素排出量正味ゼロ」を目指す覚悟を表明した。

このような背景の下、京都市環境審議会（以下「審議会」という。）は、京都市長から令和元年7月30日に、長期目標として2050年に二酸化炭素排出量正味ゼロの実現に向け、「京都市地球温暖化対策条例の見直し及び次期京都市地球温暖化対策計画の策定に係る重点的に取り組むべき分野及び具体的な対策の方向性」について諮問を受け、これまで、審議会を3回、部会である「地球温暖化対策推進委員会」（以下「委員会」という。）を4回、委員会のワーキンググループである「地球温暖化対策評価研究会」を2回開催し、審議を進めてきた。

また、地球温暖化に伴う気候変動の影響はここ京都でも既に顕在化しており、温室効果ガス排出量の削減に加え、気候変動への適応の重要性も高まっている。このため、適応策について、委員会に加え、ワーキンググループである「京都気候変動適応策の在り方研究会」を3回開催し、審議を進めてきた。

「2050 年二酸化炭素排出量正味ゼロ」は、これまでの取組の延長だけでは到底届かない高い目標であり、新たな視点に立ち、危機感と目標を共有した上で、暮らしや社会経済活動の在り方の見直しを含めて、あらゆる主体で取り組んでいくことが必要である。

審議に当たっては、京都市におけるこれまでの取組状況や地球温暖化を巡る国内外の動向等を踏まえるとともに、京都を拠点に活動する NGO である気候ネットワークによる研究や京のアジェンダ 21 フォーラムからの提言なども参考に、意見交換を進めた。

なお、この間、新型コロナウイルス感染症の拡大により、社会・経済活動に大きな影響が生じており、温室効果ガスの一時的な減少が見込まれている。しかしながら、持続可能な社会の構築を目指すには、社会・経済活動の縮小を前提とするのではなく、制度化を含め、積極的に取組を前進させることにより、経済の発展と豊かな市民生活、そし

て地球環境の保全を同時に、かつ速やかに実現していくことが必要である。

今回は、諮問を受けた事項のうち、2050年二酸化炭素排出量正味ゼロの実現に向けた基本的な考え方と、京都市地球温暖化対策条例改正の方向性について、本審議会としての考え方を取りまとめたものである。次期京都市地球温暖化対策計画の策定に向けては、施策の更なる具体化等を中心に引き続き審議を行い、改めて答申を行う。

第2 地球温暖化を巡る現状

1 世界における動向

「京都議定書」が大きく飛躍した、地球温暖化に関する新たな国際的な枠組みである「パリ協定」が2015年12月に採択され、世界は「工業化以前からの世界の平均気温の上昇を2℃より十分低く抑え、1.5℃以下に抑えるための努力を追求すること」に合意した。

さらに、2018年12月に気候変動に関する政府間パネル（IPCC）が発行した「IPCC1.5℃特別報告書」においては、1.5℃と2℃の気温上昇では、地球温暖化による気候・気象の極端現象の強度や頻度、社会や経済への影響に大きな違いがあり、気温上昇を1.5℃以下に抑えるためには2050年ごろまでに二酸化炭素排出量をほぼ「正味ゼロ」にする必要があることが示された。

こうした中で、本年、パリ協定がスタートしたものの、現時点では各国が提出している削減目標では、気温上昇を2℃未満に抑えることはできないことが明らかとなっており、各国の削減目標の引き上げが求められている。

2 我が国における動向

2019年6月には、「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」が策定され、今世紀後半のできるだけ早期の脱炭素社会の実現を目指すことが示された。同戦略では、2030年までの目標について、これまでと同じ2013年度比26%の削減とされているが、更なる削減努力を追求するため、「地球温暖化対策計画」を見直し、パリ協定に基づく我が国の目標に関し、国連気候変動枠組条約事務局へ追加情報を提出することとされている。

一方、自治体レベルにおいては、京都市を皮切りに、国の積極的な働きかけもあり、2050年の二酸化炭素排出量正味ゼロを宣言する「ゼロカーボンシティ」が増加しており、宣言自治体の人口を合計すると日本の人口の半数を超えるなど、国内の地球温暖化対策の推進に向けた機運が高まりつつある。

また、国内各地で地球温暖化に伴う気候変動による様々な被害が顕在化、甚大化し、気候変動の影響に適応していくことの必要性が高まりつつあることを踏まえ、平成30年6月には「気候変動適応法」が成立し、国、地方公共団体、事業者、国民が連携・協力して適応策を推進するための法的仕組みが整備されたことにより、緩和策と並行して、適応策についても着実に推進することが明確に位置付けられた。

3 京都市における地球温暖化対策の取組状況

(1) これまでの取組

全国初の地球温暖化対策に特化した条例として制定された「京都市地球温暖化対策条例」(以下「条例」という。)を2010年度に全部改正し、温室効果ガス排出量を長期的には80%削減、2030年度までに1990年度比で40%削減することなどを目標として掲げた。

また、目標達成に向けた行動計画として、2011年3月に「京都市地球温暖化対策計画<2011-2020>」を策定し、以降、地球温暖化を巡る動向や計画の進捗状況を踏まえ、2度の改定を行い、市民、事業者、環境保全活動団体等との協働の下、取組を進めている。

直近の改定となる2017年3月の改定では、パリ協定において脱炭素社会を世界が目指すこととなったことを踏まえ、今世紀後半の温室効果ガス排出量実質ゼロの達成に向けた戦略である「プロジェクト“0(ゼロ)”への道」を掲げた。

また、2017年12月には、京都議定書誕生20周年を記念し、「地球環境京都会議2017(KYOTO+20)」を開催し、パリ協定が掲げる今世紀後半の温室効果ガスの実質排出ゼロの実現に向けた「2050年の世界の都市のあるべき姿」等を盛り込んだ「持続可能な都市文明の構築を目指す京都宣言」を発表した。

さらに、2019年5月には、IPCC第49回総会の京都市での開催を記念したシンポジウム「脱炭素社会の実現に向けて」において、門川京都市長が「2050年までの二酸化炭素排出量正味ゼロを目指す覚悟」を表明するとともに、環境大臣をはじめとする関係者とともに、世界の平均気温の上昇を1.5℃以下に抑えるべく、2050年ごろまでの二酸化炭素排出量の正味ゼロに向けて、あらゆる方策を追求し具体的な行動を進めていくことを決意する「1.5℃を目指す京都アピール」を発表した。

(2) 温室効果ガス排出量の削減状況

温室効果ガスの排出量は、前回の条例改正答申時の最新実績であった 2008 年度においては、1990 年度比▲11.1%まで削減が進んでいた。しかし、現行条例の施行直前の 2011 年 3 月に起こった東日本大震災により火力発電への依存が高まり、電気の排出係数が大幅に悪化したことで、排出量の最も多かった 2012 年度には 1990 年度比+2.2%と、排出量が急増した。

一方、徹底した省エネ※により、排出量は 2013 年度にはピークアウトし、以降着実に削減が進み、最新の 2018 年度は 638 万トン、1990 年度比▲18.5%まで削減が進んでいる。しかし、現行条例に掲げる 2020 年度までに▲25%の削減目標には達しておらず、引き続き、更なる取組の推進が必要である。

※ エネルギー消費量は、2018 年度時点でピーク時の 1997 年度比▲27.8%、震災直前の 2010 年度比▲14.0%と、大きな削減を達成している。

図 1：温室効果ガス排出量の推移

(単位：万トン/年)

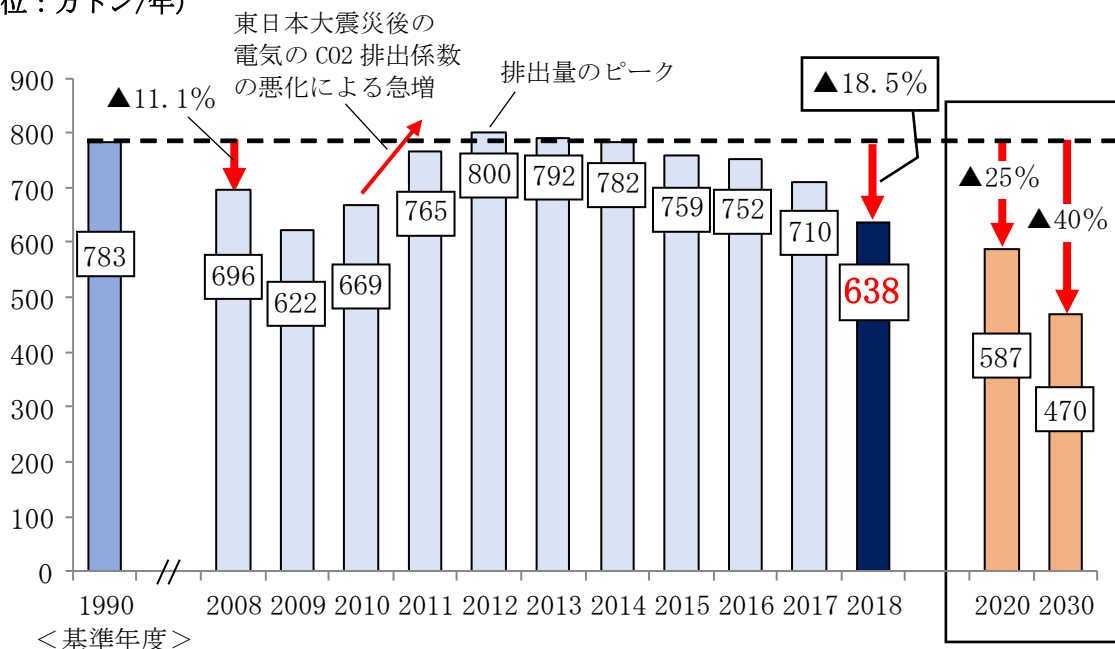


図 2：部門別の温室効果ガス排出量の推移

(単位：万トン/年)

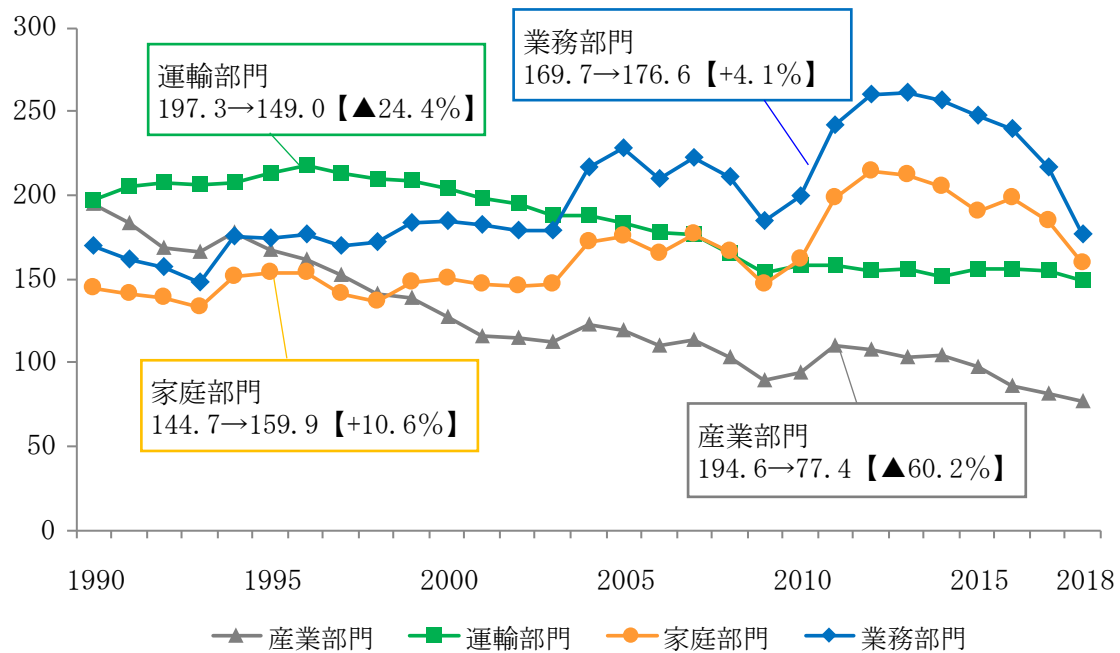
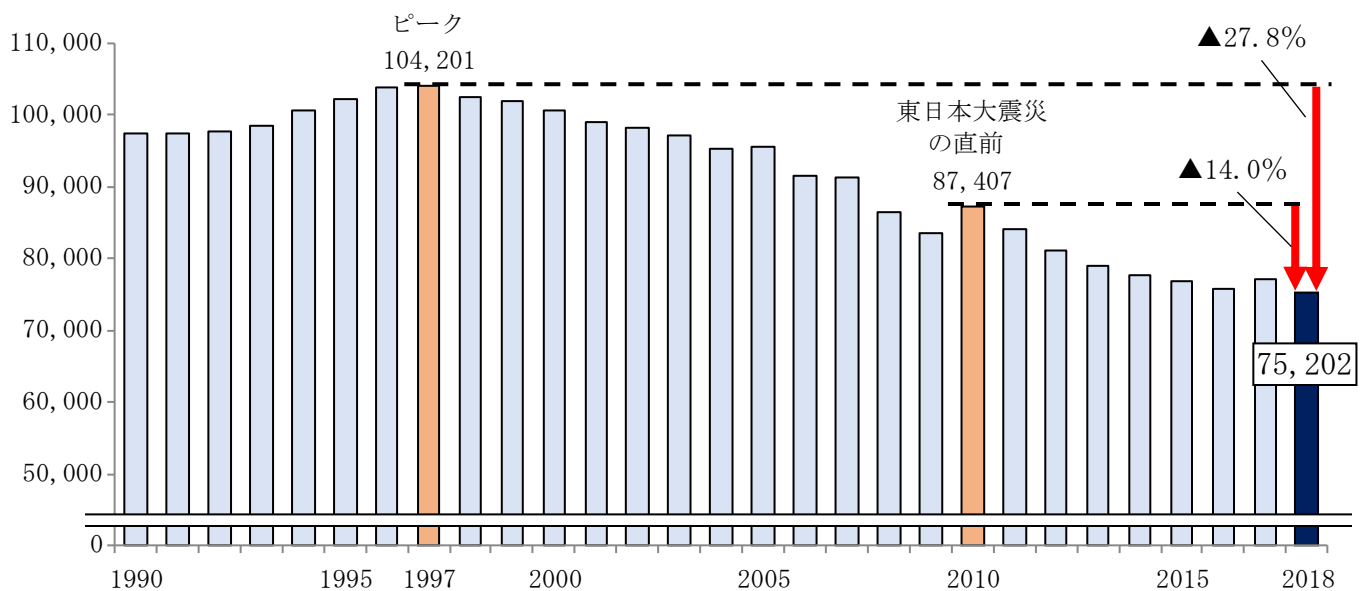


図 3：エネルギー消費量の推移

(単位：TJ/年)



第3 2050年二酸化炭素排出量正味ゼロの実現に向けた基本的な考え方

2050年二酸化炭素排出量正味ゼロの実現は、これまでの取組の延長では達成することができない高い目標である。

気候変動の影響が顕在化し、「気候危機」ともいえる現在の状況下において、市民、事業者、行政などあらゆる主体が、危機感や目指す姿を共有し、覚悟を持ち、取組を進めることが必要であり、様々な主体と議論が行われることが重要である。

こうした観点を踏まえ、今回の条例改正の前提として、2050年に実現を目指す姿と、必要となる考え方を以下に示す。

1 2050年に実現を目指す姿

京都市では、二酸化炭素の排出量削減に向け、徹底した省エネや再生可能エネルギーの拡大の取組を進め、着実な成果を上げてきたが、二酸化炭素排出量正味ゼロとなる脱炭素社会は、暮らし方や社会・経済活動のシステムの大転換、それを実現するための、人々の意識の変革が不可欠である。

産業革命以降の社会は、化石燃料を中心としたエネルギーや資源の大量消費を前提として発展してきた。

脱炭素社会の構築は、こうした社会から脱却し、自然の力やこれまで地域が培ってきたコミュニティ、生活文化を礎として、新たな技術や知恵を融合させることにより、社会・経済活動について、二酸化炭素を排出しない形に転換することにより、豊かな社会を実現していく取組である。

そして、京都市には、まさにその実現に必要な、長い歴史と自然との共生の中で培われてきた「もったいない」や「しまつの心」などの言葉に象徴される精神風土、生活文化、知恵が息づいている。

こうした京都市の強みを活用し、市民、事業者とともに、目指すべき2050年の社会像を議論、構築し、誰もが脱炭素社会に向けて主体的、積極的に取り組むことにより、脱炭素社会の実現と生活の質の向上、経済発展が同時に達成される、未来の世代が夢を描ける豊かな京都を作り上げていく必要がある。

2 必要となる考え方

2050 年二酸化炭素排出量正味ゼロを目指す地球温暖化対策の取組は、次に掲げる事項を考え方の基本に据えて推進していくべきである。

(1) 脱炭素社会の在り方を広く共有し、あらゆる主体による自主的・積極的な行動により実現していくこと

化石燃料によるエネルギーや資源の大量消費を前提としたこれまでの社会・経済活動から脱却するためには、日々の暮らしや事業活動など、1つ1つの行動を見直していくことが求められる。

そのため、未来を担う若者世代を含め、市民、地域、事業者、大学、NPOなどあらゆる主体が、脱炭素社会の実現を目指すことを共有し、それぞれの立場において自主的かつ積極的な行動と創意工夫により進めていくことが不可欠であり、オール京都で地球温暖化対策を推進することが重要である。

そして、そうした機運を醸成していくためには、脱炭素社会における具体的な暮らし・経済・まちの姿を各主体と作り上げ、共有を図っていくことが重要である。既に京都市は、2050 年の都市のあるべき姿を「京都宣言」として発表しており、この京都宣言を基礎に、引き続き、本審議会も含め、様々な主体との意見交換を行い、具体的な社会像を作りあげていかれたい。

(2) 地球温暖化対策を通じて社会を豊かにすること

脱炭素社会を実現する目的は、持続可能で豊かな京都を未来に継承することであり、二酸化炭素排出量正味ゼロと同時に、生活の質の向上と経済発展を同時に実現することが求められる。

そのため、目指すべき脱炭素の社会像を共有し、その実現に向けて新たな観点からの検討やこれまでの延長線上にない対策などに各主体が取り組むことにより大幅な削減を実現するとともに、同時解決の視点を持ち、地域の資源を地域で最大限活用することなどを通じて、社会や経済の課題解決にもつながる地球温暖化対策を展開していくことが必要である。

(3) 対策を常に進化させること

2050年の二酸化炭素排出量正味ゼロの目標は、これまでの取組の延長では実現ができないため、最新の知見や国際的な多様な取組の動向を踏まえ、行政はもちろんのこと各主体が積極的に新たな技術や制度を導入していく土壌作りが何よりも重要である。

その上で、京都の産・学・公の連携の強みを生かしたイノベーションを促進するとともに、国や国内外の自治体等との連携を強化し、先進的な事例の共有や新たな対策につながる制度変革に取り組んでいくことが求められる。

これらのことを通じて、日常生活や社会経済活動において、二酸化炭素を排出しないことが標準となる仕組みに進化させていくことが必要と考える。

(4) 緩和と適応、削減と吸収の両面から取組を推進すること

近年、世界各地で気候変動の影響が甚大化し、京都市においても、猛暑や大型の台風、頻発する局所的豪雨などが市民生活や事業活動に大きな被害が生じている。工業化以前に比べ世界の平均気温は既に約1℃上がっており、2050年二酸化炭素排出量正味ゼロを達成しても1.5℃までは上昇するとされていることから、今後、気候変動による影響はより大きなものになることが見込まれる。

こうした状況も踏まえ、未来に豊かな京都を継承していくためにも、脱炭素社会の実現に向けては、着実に温室効果ガス排出量の削減を進める緩和策に加え、気候変動の影響にしっかりと対応する適応策を車の両輪として地球温暖化対策を進めていくべきである。

また、排出量正味ゼロの意味するところは、排出された二酸化炭素を植物の光合成による吸収や土壌への蓄積などにより大気中から排除できる量に抑える、つまり、自然の炭素循環の範囲内に抑えていくということであり、炭素吸収力を高めることも今後求められる重要な観点である。正味ゼロに向けては、市域の7割を占める森林や市街地にも残る農地の持つ多面的な機能を活用した施策の充実をはじめ、吸収源対策について、削減の取組と併せてしっかりと進めていくべきである。

第4 条例改正に当たっての基本的な考え方

1 地球温暖化対策の推進に当たっての基本的な考え方の明示

脱炭素社会の実現に向けては、あらゆる主体が、それぞれの立場で、共に持続可能で豊かな社会を目指すことで、これまでの暮らし方や社会・経済活動を大きく転換していく必要がある。

条例の改正で脱炭素を掲げるに当たっては、同時解決の視点を持ち、社会や経済の課題解決にも貢献する地球温暖化対策を展開していくこと、市民や事業者をはじめ、あらゆる主体が脱炭素社会の実現に自主的かつ積極的に取り組むこと、そのための気運の醸成をオール京都で進めることなど、地球温暖化対策の推進の考え方をメッセージとして、明確な形で条例の中に織り込み、様々な主体が共有できるようにすべきと考える。

2 削減目標

削減目標については、国内外の動向と京都市のこれまでの取組を踏まえ、次のとおり設定することが望ましいと考える。

(1) 2050 年（条例の理念）：二酸化炭素排出量正味ゼロとなる脱炭素社会の実現

脱炭素社会は、その目指すところを市民、事業者等と共有し、一体となって社会・経済システムの転換に取り組むことにより、豊かな京都を実現していく中で達成を追求していくものであり、条例の理念を定めた前文に、二酸化炭素排出量正味ゼロを目指すことを明記することがふさわしいと考える。

(2) 2030 年度（削減目標）：温室効果ガス排出量 40%以上削減

現行の温室効果ガス排出量 1990 年度比 40%削減の水準は、国や他の自治体と比べても高い目標であるが、早期から削減を積み重ね、地球温暖化による影響の一層抑制につなげていくため、40%以上の削減を目指すべきである。

なお、この間、東日本大震災の発生により、エネルギーを取り巻く状況は大きく変化し、また、部門ごとの排出量の削減トレンドにも変化がある。基準年度については、進捗管理の起点となるものであり、このような変化や国、他都市の状況も踏まえつつ、より適切な進捗管理に向けて変更を検討されたい。

3 施策の方向性

脱炭素社会の実現に向けては、着実に削減を積み重ねることはもとより、暮らし方や社会・経済などのシステムを大きく転換していくことが不可欠であり、バックキャストの考え方に立ち、日々の生活や仕事、まちの在り方などに関わる、様々な分野の在り方を、二酸化炭素を排出しない形に変えていく施策が求められる。

このため、社会と経済の基盤である「ライフスタイル」、「ビジネス」、「エネルギー」、「モビリティ」の4つの分野において、脱炭素社会に向けた転換の方向性と、重点的に取り組むべき施策、また、緩和と両輪で進めていくべき適応策の方向性についての検討を進めた。

なお、施策については、相互に影響する4つの分野間での連携をしっかりと図ることはもとより、地球温暖化対策と相互に関連する生物多様性の保全や循環型社会の構築と一体的に進めていく観点が重要である。

具体的な取組については、この観点も踏まえ、引き続き審議を行い、次期地球温暖化対策計画の策定に向けた答申において盛り込むものとし、今回の答申においては、義務規定の見直しの方向性や新たに盛り込むべき視点など、改正条例において反映すべきと考えられる事項について示す。

(1) ライフスタイルの転換

ア 転換の方向性

脱炭素社会の実現に向けては、これまで京都で培われてきた暮らし方や生活文化を基礎に、生活の質の向上につながる、持続可能なライフスタイルの選択を働き掛けることが必要である。

大量生産・消費などの旧来の消費スタイルから、地球環境、社会に配慮した消費スタイルへの転換することなど、様々な主体により脱炭素ライフスタイルの共有を図り、市民・事業者の価値観の変革や行動変容のための土壌作りを行うことが重要である。また、分かりやすい目標や取組効果の見える化、インセンティブの設定などをはじめ、これまで以上に幅広い主体により、具体的な行動が進められる仕組みを作っていくことが重要である。

イ 改正条例に盛り込むべき事項

(ア) エネルギー効率の高い住宅の普及の更なる推進

現行条例においても、省エネ住宅の普及に関する事項は規定されているが、住宅は一旦完成すると、長期にわたり存続することから、2050年を見据えると、速やかな取組強化が必要である。

2021年4月から建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の下で建築士による施主への省エネ性能の説明義務等が施行されるが、省エネ住宅の普及においては、供給側の働きかけの影響が大きいことから、条例においても建築士や不動産仲介事業者などの供給側の役割等を明記し、省エネ住宅の普及に向けた仕組みづくりを早急に進めていくべきである。

また、町家の保存・継承や京都らしい景観を守ることと併せて、住宅を取り巻く京都特有の課題と住宅の省エネ化の課題を一体的に解決していく視点が必要である。

(イ) コミュニティの充実

京都市では、エコ学区事業をはじめ、早くからコミュニティ単位での取組の重要性を認識し、取組を進めてきた。今後の地球温暖化対策においても、各個人の行動変容や各家庭での取組に加え、地域コミュニティと連携した省エネ・再生可能エネルギーの普及やライフスタイルの実践など、地域やコミュニティ単位の取組を推進していく必要がある。

一方、居住形態や生活様式の変化、少子高齢化に伴う担い手不足により、コミュニティの衰退も懸念される状況にある。担い手の育成を行うことや地域住民が集える場づくりを行うことなどは、地球温暖化対策と地域の活性化の双方に資するものであり、コミュニティ活動の活性化にもつなげていく視点を持って、取組を進めていくことが重要である。

(ウ) 環境・社会に配慮した消費の推進

4つの転換の各分野は、独立したものではなく、相互作用するものであり、特に、一人ひとりの消費行動は他の分野の転換が進むに当たって、大変大きな役割を果たすものである。

このことから、自身の日々の過ごし方や暮らし方だけではなく、環境や社会に配慮した消費行動を行うことを、市民の責務として位置付けるとともに、そうした消費行動の普及に向けた取組の強化を図るべきである。

(2) ビジネスの転換

ア 転換の方向性

脱炭素で持続可能な社会・経済の実現には、これまでの大量生産・消費・廃棄を前提とするビジネスモデルから脱却し、持続可能な資源・エネルギー利用を前提としたビジネスへと移行していかなければならない。

新たな製品やサービスの在り方の創造や ICT の活用などによる働き方の自由度の向上などにより、環境負荷の軽減、生産性の向上と企業価値の向上が共に達成されていくために、環境の取組がコストではなく評価され、環境と経済が好循環していくことが不可欠である。様々な事業活動において、そのようなことが進むための仕組みづくりを進めていくことが重要である。

イ 改正条例に盛り込むべき事項

(ア) 義務規定による更なる削減の推進

特定事業者※においては、事業者排出量削減計画書制度等の下、これまでから先を行く取組を進めてきた。しかし、市全体でより高い削減を追求していく必要がある中で、市域の温室効果ガス排出量に占める特定事業者の割合を踏まえると、一層の取組が必要であり、制度の強化を検討すべきである。

強化に当たっては、これまでよりも高い削減を求める一方で、特定事業者の実情に応じ、経営と両立した取組を進めていくことができる制度となるよう、事業者の評価方法等について、大きく見直しを図るべきである。

また、より高い削減を追求していくに当たっては、当然、特定事業者だけでなく、より広い範囲の事業者にアプローチを強化していく必要があり、特に、これまで取組が進んでいない事業者に対し、段階的に取組を広げていくためにも、義務規定を活用した仕組みづくりを検討すべきである。

なお、義務規定の検討に当たっては、事業者が取組にメリットを感じられるインセンティブ策の組込みなど、経営にもプラスになる観点から十分に配慮した仕組みづくりがなされるべきである。

※ 次の3つの条件のいずれかに該当する事業者

- ・ 事業活動におけるエネルギー使用量が原油に換算して1,500キロリットル以上
- ・ トラック100台以上、バス100台以上、タクシー150台以上、鉄道車両150両以上のいずれかを保有
- ・ エネルギー使用に伴うものを除き、温室効果ガス排出量のうちいずれかの物質の排出量が二酸化炭素に換算して3,000トン以上

(イ) グリーンファイナンスの推進

地球温暖化対策と経営の両立を図り、好循環を生み出していくためには、あらゆる事業活動を支える金融の在り方が重要である中、パリ協定以降、財務情報のみならず、環境や社会への取組も含めて事業者を評価し、投資を行うE S G金融が着実に拡大している。

こうした潮流をしっかりと京都市にも呼び込み、事業者による地球温暖化対策を加速させていくため、重点的に取組を進めるべき分野として位置付け、市内の金融機関等についても積極的な協力を求めていくべきである。

(ウ) 観光分野における地球温暖化対策の推進

京都は多くの観光客が訪れる観光都市である。近年、インバウンドの拡大をはじめ、観光産業が大きく伸びをみせてきた。現在は新型コロナウイルス感染症の影響により縮小しているが、ウィズコロナ社会における回復に向けた動向も踏まえつつ、観光による環境負荷の軽減を図るとともに、京都の取組の波及効果につながるような観光客への働き掛けを検討するべきである。

(エ) ビジネスの脱炭素化の推進

近年のテレワークの推進などの働き方改革については、通勤やオフィス、業務内での移動などのエネルギーの削減にもつながるという点において、地球温暖化対策とも親和性が高い。また、こうした流れは、長期的に見れば、経済成長をエネルギーの投入ではなく労働生産性の向上により達成していくものであり、働き方のみならずビジネス全体の脱炭素化にもつながるものであることから、積極的に推進を図るべきである。

(オ) 環境に配慮した製品・サービスの提供の推進

市民による消費行動と同様、事業者がどういった製品やサービスを提供するかは、他の分野の転換が進むに当たって、大変大きな役割を果たすものである。

そのため、事業者に対し、提供する製品及びサービス自体の一層の環境への配慮をはじめ、消費者への積極的な情報提供などにより、他の者の地球温暖化対策の推進のために積極的な役割を果たすことを求めるとともに、そうした事業者の取組を促す施策を進めていくべきである。

(3) エネルギーの転換

ア 転換の方向性

京都市では、これまでから再生可能エネルギーの拡大に取り組み、着実に進捗してきたものの、エネルギー消費に対する割合は1 %台と低い状況にとどまっている現状にある。目指すべき脱炭素社会はエネルギー源を化石燃料から再生可能エネルギーに転換する社会であるということを踏まえ、再生可能エネルギーの重要性について、社会全体で認識を共有した上で、再生可能エネルギー利用設備の一層の導入を推進するための施策とともに、再生可能エネルギー由来の電気等の利用拡大や供給拡大に向けて取組を進めることが必要である。

イ 改正条例に盛り込むべき事項

(ア) 再生可能エネルギー利用設備の導入の推進

建築物においては、エネルギーを自ら生み出すなど、外部からのエネルギー供給をできる限り減少させ、また、供給を受ける場合であっても、再生可能エネルギーを利用していくことが必要であり、そのための制度的な仕組みづくりをはじめ、利用可能な技術・設備の導入の推進が重要である。

現行条例においては、2,000 m²以上の建築物の新築時等に再生可能エネルギー利用設備の導入の義務を課している。一方、導入義務量は太陽光パネルに換算すると3.2kW程度と一般的な戸建住宅に設置する規模程度であり、この間の太陽光パネル価格の低下なども踏まえ、建築物の規模に応じて義務量を引き上げることや義務の対象の拡大などにより、一層の導入促進を図るべきである。

また、住宅など小規模建築物も含め、建築物の設計段階で建築士から建築主に対して、再生可能エネルギーの導入のメリット等に関する説明がなされるようにするなど、できるだけ多くの導入が図られる仕組みづくりも、併せて検討すべきである。

さらに、将来の再生可能エネルギーの主力電源化には、地域で生み出したエネルギーを地域で有効に利用する自立分散型の仕組みの普及が求められることから、これを見据えた取組を進めることが必要である。

(イ) 再生可能エネルギー由来の電気の選択の推進

今後、再生可能エネルギーがエネルギーの中心となっていくためには、普及が進むことでコストが低減し、そのことが更に普及につながり、コストが低減するという好循環を生み出していくことが求められる。

そのため、市域内での導入の強化を図るのみならず、再生可能エネルギー由来の電気の選択を促進することで、需要側から再生可能エネルギーの普及を喚起していくことが重要である。

また、そうした需要側の動きに合わせ、エネルギー事業者への働きかけの強化など、供給側への取組についても併せて進めていくことで、より効果的に普及を図っていくべきである。

(4) モビリティの転換

ア 転換の方向性

これまで京都市では、公共交通の利便性向上や歩いて楽しいまちづくりなど、ひとと公共交通優先の「歩くまち京都」を推進し、自家用車から公共交通へのシフトが進むなどの成果を上げている。二酸化炭素排出量正味ゼロに向けては、新たな技術や考え方に基づく、人やモノの移動システムの転換を見据えた一層の取組が必要である。また、使用期間が長く、長期ストックとして残る自動車の脱化石燃料化を進めるため、現時点から土壌づくりを進める必要がある。

イ 改正条例に盛り込むべき事項

(ア) 電気自動車をはじめとした次世代自動車の普及

着実な自動車からの排出量の削減を図るためには、自動車の燃費向上と併せて、ガソリン車から電気自動車などの次世代自動車に切り替わっていくことが必要である。現行条例では、特定事業者への一定割合以上のエコカー導入の義務や自動車販売事業者による燃費の説明義務、市民・事業者がエコカー選択に努めることなどを規定しているが、一層高い基準のエコカーの導入促進や次世代自動車の普及に向け、内容の強化を検討すべきである。

また、電気自動車が有する移動と蓄電が両方できるという強みを活用できる仕組みづくりの検討が必要である。

(イ) 新たな交通システムの構築

情報技術の活用により地域の公共交通などの移動サービスを効率的にする新たな交通システムの構築に向けた動きが進んでいる。交通渋滞の緩和、公共交通機関やシェアリングなどを上手く結び付けることによる自家用車依存の引き下げなど、地球温暖化対策のみならず、より便利な移動の実現や地域の足の確保など交通に係る諸課題との同時解決につながるものとして期待されるものであり、新型コロナウイルス感染症の影響による生活やビジネスにおける移動を取り巻く状況の変化等も踏まえ、将来の社会実装を見据えた調査・研究をはじめ、積極的な取組を推進していくべきである。

(5) 適応策の推進

現行条例では、適応策について明記されていないことから、改正条例においては、適応策を緩和策と両輪で、各主体により進められるべき地球温暖化対策として、明確に位置付けるべきである。

適応策の推進に当たっては、自然の持つ生態系サービスを損なうことなく、それらをうまく活用する水資源管理やグリーンインフラの整備が重要な視点となる。

また、気候変動の影響は、地域の自然状況や社会状況によって影響が生じるまでの時間や被害の大きさが様々であることから、京都市における気候変動の影響をしっかりと把握し、対策を講じていくべきである。そのため、国や府・大学や研究機関と連携し、情報収集や調査研究、またその成果等を関係者で共有していくための体制の整備を行うことが必要である。

分野ごとの取組の方向性等については、京都市においても既に気候変動の影響が明らかに生じている、防災と暑熱対策については具体的な取組を進めていくべきである。

また、京都市の最大の特徴である伝統や文化への影響についても注視すべきである。

さらに、観光については新型コロナウイルス感染症による観光形態の変化等を踏まえつつ、気候変動の影響への対処についても検討を行う必要がある。

第5 おわりに

はじめに述べたとおり、「2050 年二酸化炭素排出量正味ゼロ」は、これまでの取組の延長だけでは到底届かない高い目標であり、新たな視点に立ち、危機感と目標を共有した上で、暮らしや社会経済活動の在り方の見直しを含めて、あらゆる主体で取り組んでいくことが必要である。

そのような観点から、全ての主体が脱炭素社会の構築の必要性を認識し、市民のライフスタイルの選択、地域におけるまちづくりや事業者のビジネスをはじめ、あらゆる場面で、それぞれが自発的かつ創造的に行動していくことにより達成を目指すことが何より求められる。

そういった考え方を条例において明確にすることで、京都市の地球温暖化対策の方針として揺るぎないものとするとともに、全ての主体で共有することを出発点として、各主体の具体的な行動を引き出していくことが、京都市に求められる役割であると考えている。

審議の過程では、様々な分野の転換を図っていくことが必要との認識の下、従来の地球温暖化対策の取組の土俵を広げる幅広い活発な議論がなされたところである。

本答申は、条例の見直しに当たり、「2050 年二酸化炭素排出量正味ゼロ」の実現に向けた基本的な考え方や、条例改正の方向性について取りまとめたものであり、引き続き、次期地球温暖化対策計画の策定に向け、ウィズコロナ・ポストコロナ社会を踏まえた施策の更なる具体化等を中心に引き続き審議を行うこととしている。

京都市においては、本答申を踏まえ、脱炭素社会の構築をオール京都で推進していくにふさわしい条例改正案を取りまとめられることを期待する。

資料編

環 地 第 3 1 号
令和元年 7 月 3 0 日

京都市環境審議会
会長 笠原 三紀夫 様

京都市長 門川 大作



京都市地球温暖化対策条例の見直し及び次期京都市地球温暖化対策計画の策定
について（諮問）

上記のことについて、下記のとおり諮問しますので、御審議を賜り、答申いただきます
ようお願い申し上げます。

記

（諮問事項）

長期目標として 2050 年に二酸化炭素排出量正味ゼロを実現するための京都市地球温
暖化対策条例の見直し及び次期京都市地球温暖化対策計画の策定に係る重点的に取り組む
べき分野及び具体的な対策の方向性

(諮問理由)

「京都市の8月の最高気温は42度を超え、猛暑日が66日となる。

また、全国での熱中症などによる死者は1万5千人を超える。」

これは、環境省が公開した「2100年 未来の天気予報」で描かれた、地球温暖化対策が実を結ばなかった場合の未来予想図です。

世界の平均気温は、1750年頃の工業化以前と比べて既に約1℃上昇し、気候変動の影響は、地球規模で既に顕在化しています。今後も温暖化が進めば、その影響は深刻化していきます。

人類は今、「気候危機」の時代に入り、これと戦うこと抜きに、これまで築き上げてきた生活も、文化も、存続させることができないという危機感の下、本市の都市経営の根幹に据える地球温暖化対策を再構築する必要があると考えます。

世界の科学者が集まるIPCC(気候変動に関する政府間パネル)がまとめた「1.5℃特別報告書」によれば、工業化以前と比べた世界の平均気温の上昇が2℃の場合と、1.5℃の場合とでは、気候変動の影響に伴うリスクは大きく異なり、1.5℃に抑制するためには、2050年頃までに二酸化炭素排出量を正味ゼロとすることが必要とされています。

本市が誘致した本年5月のIPCC第49回総会に合わせて開催したシンポジウムにおいて、私は、原田環境大臣や大学・研究機関、活動団体の関係者など幅広い分野の方々とともに、「世界の平均気温上昇を1.5℃以下に抑えるために、2050年頃までの二酸化炭素排出量の正味ゼロに向けて、あらゆる方策を追求し、具体的な行動を進めていくこと」を決意し、世界に訴える「1.5℃を目指す京都アピール」を発表しました。

私は、「2050年、正味ゼロ」を掲げるに当たり、三つの決意を胸に刻みました。

その一つは、「未来に対する責任を果たす」決意です。

私たちの子や孫たちの世代に、「何故あの時、2℃ではなく、1.5℃を目指さなかったのか」「何故あの時、今世紀後半ではなく、2050年を目指す選択をしなかったのか」と嘆かせることのないよう、「未来に対する責任」を果たしていかなければなりません。

二つ目は、「京都の果たせる役割、果たさねばならない役割を果たす」決意です。

2050年まで約30年しかない中、「正味ゼロ」という目標は、非常に高い目標であります。私たちは、これに挑んでいかなければなりません。忘れてはならないのは、「1.5℃を目指す」ことについて、世界は合意していることです。

京都は、千年を超えて都市の機能・文化が遮断されずに継承・発展してきた、世界的にも稀なレジリエント・シティであり、SDGsを体現してきたまちであります。そういったまちで温室効果ガス排出量削減に関する初の国際合意が誕生したことには必然性がある

とを考えます。その「京都議定書」が大きく飛躍してパリ協定が成立し、そしてこの5月、IPCC総会が京都で開催され、パリ協定の仕組みを支える「IPCC京都ガイドライン」の採択の場となりました。2020年からパリ協定が「実行の段階」へ入ろうとする中、再びここ京都が世界の気候変動対策に大きな役割を果たしていかなければなりません。

気候変動対策は、地球規模の課題であり、地球の全ての地域が取り組まなければ達成できない課題です。「京都だけで」達成できる課題ではありません。また、「京都だけが」達成できればいい課題でもありません。達成のためには、京都市が、自ら取り組むと同時に、国や国内外の自治体、都市と広く連携し、世界の脱炭素化を牽引していく必要があります。

三つ目は、「覚悟」です。できることをする、手の届く施策を打つということは大事なことでありますが、先に述べた気候変動を巡る危機は待ってくれません。この危機を克服しない限り、私たちが築き上げてきた生活も、文化も、そして経済も、存続できません。

「2050年、正味ゼロ」という目標から見て何をしていくべきか。全てはここから問題を立てる必要があります。

京都市では、この間、市民、事業者の皆様と徹底した省エネに取り組み、エネルギーの消費量はピーク時の平成9年度に比べ約26%減と大幅に削減するとともに、太陽光発電を始めとした再生可能エネルギーの導入量も増加しました。エコ学区の全学区展開、10万人を超える小学生へのエコ学習など、地域ぐるみの取組や環境学習にも力を注いでまいりました。しかしながら、温室効果ガス排出量の削減は、1990年に比べ約9%減にとどまっています。

これまでの延長線上にとどまらない大変革が必要です。

これまでの市民ぐるみでの取組を、更に広げていくとともに、家庭、地域、職場、学校など様々な場面で深掘りをしていく。そして、市民・事業者の皆様の選択による再生可能エネルギー利用の飛躍的な拡大、更なるイノベーションの促進や私たち自身のライフスタイルの見直し、脱炭素社会を支える担い手の育成など、脱炭素化を都市経営の根幹に据え、市民、事業者、地域、大学・研究機関、NPO、あらゆる皆様とご一緒に、知恵を出し合い、気候危機と戦うための行動を実践していきたいと考えています。

「私たちはこの地球を祖先から譲り受けたのではない。未来の子どもたちから借りているのだ」というネイティブ・アメリカンの言葉があります。

私たちは、未来の子どもたちに持続可能で豊かな地球環境をお返しできるのかどうか、今その瀬戸際に立っているといっても過言ではありません。

つきましては、長期目標として2050年に二酸化炭素排出量正味ゼロを実現するための京都市地球温暖化対策条例の見直し及び次期京都市地球温暖化対策計画の策定に係る重点的に取り組むべき分野及び具体的な対策の方向性について御審議いただきたく、貴審議会に諮問いたします。

第 13 次京都市環境審議会 委員名簿

(敬称略)

綾野 美晴	京都市立朱雀第四小学校校長
池本 優香	市民公募委員
石川 一郎	株式会社京都新聞社論説委員長
一原 雅子	市民公募委員
上田 佳代	京都大学大学院地球環境学堂環境健康科学論分野准教授
大久保 規子	大阪大学大学院法学研究科教授
大島 祥子	スーク創生事務所代表
尾崎 るみ子	京都市地域女性連合会常任委員
織田 英夫	京都市保健協議会連合会副会長
小幡 範雄	立命館大学政策科学部特別任用教授
○笠原 三紀夫	京都大学名誉教授
鴻上 達也	日本労働組合総連合会京都府連合会執行委員
小杉 隆信	立命館大学政策科学部教授
坂野上 なお	京都大学フィールド科学教育研究センター助教
桜井 良	立命館大学政策科学部准教授
塩路 昌宏	京都大学名誉教授
田浦 健朗	特定非営利活動法人気候ネットワーク事務局長
千葉 知世	大阪府立大学大学院人間社会システム科学研究科准教授
佃 賢治	京都府府民環境部長
内藤 宏人	京都地方気象台長
西岡 誠司	京都商工会議所産業振興部長
仁連 孝昭	滋賀県立大学名誉教授
橋本 裕治	公益社団法人京都工業会環境委員会委員長
久山 喜久雄	フィールドソサイエティー代表
伏見 康司	弁護士
森口 次郎	一般社団法人京都府医師会理事
森本 幸裕	京都大学名誉教授
諸富 徹	京都大学大学院地球環境学堂教授
山田 國廣	京都精華大学名誉教授
山本 芳華	平安女学院大学国際観光学部国際観光学科准教授
湯本 貴和	京都大学霊長類研究所教授
米澤 ゆかり	株式会社京都リビング新聞社事業部マネージャー
渡部 由紀子	京都府中小企業団体中央会 京都府中小企業女性中央会副会長

※ 「○」は会長を表す。

第 13 次京都市環境審議会部会

地球温暖化対策推進委員会 委員名簿

(敬称略)

学識経験者

伊庭 千恵美	京都大学大学院工学研究科准教授
小杉 隆信	立命館大学政策科学部教授
坂野上 なお	京都大学フィールド科学教育研究センター助教
千葉 知世	大阪府立大学大学院人間社会システム科学研究科准教授
○ 仁連 孝昭	滋賀県立大学名誉教授
森本 幸裕	京都大学名誉教授
諸富 徹	京都大学大学院地球環境学堂教授
山本 芳華	平安女学院大学国際観光学部国際観光学科准教授

環境保全活動団体等

鈴木 靖文	有限会社ひのでやエコライフ研究所取締役
田浦 健朗	特定非営利活動法人気候ネットワーク事務局長
高橋 肇子	伏見板橋学区における「エコ学区」活動の代表

事業者団体

岡村 充泰	一般社団法人京都経済同友会常任幹事
柿本 敏男	京都商工会議所環境・エネルギー特別委員会委員長
橋本 裕治	公益社団法人京都工業会環境委員会委員長
牧野 伸彦	京都府中小企業団体中央会理事

市民公募委員

池本 優香	市民公募委員
一原 雅子	市民公募委員

※ 「○」は委員長を表す。

京都市環境審議会・地球温暖化対策推進委員会審議経過

1 京都市環境審議会

- 令和元年度第1回審議会（令和元年7月30日）
「京都市地球温暖化対策条例」の見直し及び次期「京都市地球温暖化対策計画」の策定について（諮問）
- 令和元年度第3回審議会（令和2年1月21日）
地球温暖化対策推進委員会における議論の中間報告
- 令和2年度第1回審議会（令和2年8月27日）
「京都市地球温暖化対策条例」の見直しについて（答申案）

2 地球温暖化対策推進委員会

- 令和元年度第1回委員会（令和元年8月30日）
「京都市地球温暖化対策条例」の見直し及び次期「京都市地球温暖化対策計画」の策定について
- 令和元年度第2回委員会（令和元年12月10日）
 - ・ 2050年脱炭素エネルギーシナリオ（気候ネットワークからの報告）
 - ・ 京都市地球温暖化対策条例の見直し及び次期計画の策定に係る第一次提言（京のアジェンダ21フォーラムからの報告）
 - ・ 2050年二酸化炭素排出量正味ゼロに向けた2030年度までの削減目標等について
 - ・ 条例に掲げる義務規定の見直しの方向性について
 - ・ 京都気候変動適応策の在り方研究会での検討結果について（報告）
- 令和元年度第3回委員会（令和2年3月23日）
「京都市地球温暖化対策条例」の見直し及び次期「京都市地球温暖化対策計画」策定について <中間とりまとめ>
- 令和2年度第1回委員会（令和2年8月5日）
京都市地球温暖化対策条例の見直しに関する答申（案）について

京都市地球温暖化対策条例

平成 16 年 12 月 24 日条例第 26 号（制定）

平成 22 年 10 月 12 日条例第 20 号

平成 26 年 3 月 25 日条例第 150 号

平成 28 年 3 月 30 日条例第 64 号

平成 29 年 11 月 16 日条例第 10 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条～第 8 条）

第 2 章 地球温暖化対策計画（第 9 条）

第 3 章 本市による地球温暖化対策（第 10 条）

第 4 章 事業者及び市民等による地球温暖化対策

第 1 節 事業者及び市民等の取組（第 11 条～第 21 条）

第 2 節 特定事業者の義務（第 22 条・第 23 条）

第 3 節 特定排出機器販売者の表示義務（第 24 条）

第 4 節 自動車販売事業者の説明等の義務（第 25 条）

第 5 章 事業者排出量削減計画による温室効果ガスの排出量の削減（第 26 条～第 34 条）

第 6 章 建築物に係る地球温暖化対策

第 1 節 建築物排出量削減指針（第 35 条）

第 2 節 建築物排出量削減計画による温室効果ガスの排出量の削減（第 36 条～第 39 条）

第 3 節 特定建築物における地域産木材の利用等（第 40 条～第 43 条）

第 4 節 建築物環境配慮性能の表示（第 44 条～第 49 条）

第 5 節 緑化重点地区内の建築物に係る緑化等の義務（第 50 条～第 55 条）

第 7 章 評価及び見直し（第 56 条・第 57 条）

第 8 章 雑則（第 58 条～第 61 条）

附則

地球温暖化は、集中豪雨、干ばつ等の異常気象、海面の上昇、自然生態系の変化等を引き起こし、あらゆる生命の生存の基盤である地球の環境に極めて深刻な影響を与えるおそれがある問題である。このため、人類が物質的な豊かさ、便利さや快適さを追い求める代償として増え続けている二酸化炭素等の温室効果ガスの排出の量を削減し、地球温暖化を防止することは、人類共通の緊急の課題である。

これまでから、本市は、平成 9 年に気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書が採択された都市として、事業者、市民、環境保全活動団体及び滞在者の参加と協働により、地球温暖化を防止する取組を先駆的かつ積極的に推進してきた。

健全で恵み豊かな地球の環境を将来の世代に継承していくことは、現在を生きる我々人類に課された責務である。この責務を果たしていくには、一人一人の生活様式の見直しなどにより、大量生産、大量消費及び大量廃棄の社会経済システムから持続可能な循環型の社会経済システムへの転換を図ることが不可欠である。

本市は、気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書が採択された都市として先導的な役割を果たすため、1 年度当たりの温室効果ガスの排出の量を、平成 2 年度の温室効果ガスの排出の量からその 80 パーセント以上に相当する量を削減した量とすることにより持続的な発展が可能となる低炭素社会を目指し、本市、事業者、市民、環境保全活動団体及び滞在者のそれぞれが、地球温暖化の問題に向き合い、主体的に行動することを新たに決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、地球温暖化対策について、本市、事業者、市民及び観光旅行者その他の滞在者の責務を明らかにするとともに、地球温暖化対策の基本となる事項を定めて、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進することにより、低炭素社会（人の活動に伴って発生する温室効果ガスの排出の量が少なく、かつ、温室効果ガスの吸収作用の保全及び強化により気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすこととならない水準において大気中の温室効果ガス濃度が安定し、持続的な発展が可能となった社会をいう。）を実現し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 地球温暖化 人の活動に伴って発生する温室効果ガスが大気中の温室効果ガスの濃度を増加させることにより、地球全体として、地表及び大気の温度が追加的に上昇する現象をいう。
- (2) 地球温暖化対策 温室効果ガスの排出の抑制並びに吸収作用の保全及び強化（以下「温室効果ガスの排出の抑制等」という。）その他の地球温暖化の防止を図るための施策又は取組をいう。
- (3) 温室効果ガス 二酸化炭素その他の別に定める物質をいう。
- (4) 温室効果ガスの排出 人の活動に伴って発生する温室効果ガスを大気中に排出し、放出し、若しくは漏出させ、又は他人から供給された電気若しくは熱（燃料又は電気を熱源とするものに限る。）を使用することをいう。
- (5) 環境保全活動団体 環境の保全を図る活動を行うことを目的として組織された団体をいう。
- (6) 特定事業者 次に掲げる要件のいずれかに該当する者をいう。

ア 本市の区域内における事業者の事業活動に伴うエネルギー（エネルギーの使用の合理化等に関する法律第2条第1項に規定するエネルギーをいう。以下同じ。）の年度（4月1日から翌年の3月31日までの期間をいう。以下同じ。）の使用量が、前年度において別に定める量以上であること。

イ 道路運送法第2条第2項に規定する自動車運送事業を営営する者が道路運送車両法の規定により自動車（同法第2条第2項に規定する自動車をいう。以下同じ。）の使用の本拠の位置を本市の区域内に登録している車両の総数が、前年度の末日において別に定める台数以上であること。

ウ 鉄道事業法第3条第1項の規定により同法第2条第1項に規定する鉄道事業の許可を受けた者（本市の区域内に路線があるものに限る。）が当該鉄道事業の用に供する車両の総数が、前年度の末日において別に定める数以上であること。

エ アからウまでに掲げる要件のほか、本市の区域内における事業者の事業活動に伴う温室効果ガスのうちいずれかの物質について、年度の排出（エネルギーの使用に伴うものを除く。）の量が、前年度において別に定める量以上であること。

2 加盟業者が事業活動を行う場合における前項第6号の規定の適用については、同号中「該当する者」とあるのは「該当する親業者」と、「事業者」とあるのは「同一の商号、商標その他の表示を使用するすべての加盟業者及び親業者」とする。

3 前項において「親業者」とは、商品の販売又はサービスの提供を業とする者に対し、商号、商標その他の表示を使用する権利を与え、営業について指導、助言又は援助を行い、その者から対価を得ることを業とする者をいい、「加盟業者」とは、商品の販売又はサービスの提供を業とする者で、親業者から、その商号、商標その他の表示を使用する権利を得て、営業について指導、助言又は援助を受け、当該親業者に対価を支払うことを内容とする契約を締結しているものをいう。

(本市の削減目標)

第3条 本市は、平成42年度までに、本市の区域内における1年度当たりの温室効果ガスの総排出量

(別に定める方法により算定される温室効果ガスの総排出量をいう。以下同じ。)を、平成2年度の本市の区域内における温室効果ガスの総排出量(以下「平成2年度温室効果ガス総排出量」という。)からその40パーセントに相当する量を削減した量とすることを目標とする。

2 前項の目標を確実に達成するため、本市は、平成32年度までに、本市の区域内における1年度当たりの温室効果ガスの総排出量を、平成2年度温室効果ガス総排出量からその25パーセントに相当する量を削減した量とすることを当面の目標とする。

(本市の責務)

第4条 本市は、次に掲げる責務を有する。

- (1) 総合的かつ計画的な地球温暖化対策を策定し、及び実施すること。
- (2) 地球温暖化対策の策定及び実施に当たっては、地球温暖化対策に関する活動への事業者、市民及び環境保全活動団体の参加及び協力を促進し、これらの意見を適切に反映させること。
- (3) 本市の事務及び事業に関し、地球温暖化の防止のために必要な措置を講じること。
- (4) 事業者、市民及び環境保全活動団体による地球温暖化の防止のための活動を促進するために必要な措置を講じること。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、次に掲げる責務を有する。

- (1) 事業活動に関し、地球温暖化の防止のために必要な措置(他の者の地球温暖化の防止に寄与するための措置を含む。)を講じること。
- (2) 他の者が実施する地球温暖化対策に協力すること。

2 本市の区域内にエネルギーを供給している事業者(電気事業法第2条第1項第17号に規定する電気事業者及びガス事業法第2条第12項に規定するガス事業者に限る。)は、前項各号に掲げる責務のほか、次に掲げる責務を有する。

- (1) 本市に対し、本市の区域内におけるエネルギーの供給量その他の地球温暖化対策を推進するために必要な情報を提供すること。
- (2) 本市、事業者、市民及び環境保全活動団体と連携し、他の者の地球温暖化の防止に寄与するための措置の実施に積極的な役割を果たすこと。

(市民の責務)

第6条 市民は、次に掲げる責務を有する。

- (1) 日常生活に関し、地球温暖化の防止のために必要な措置を講じること。
- (2) 他の者が実施する地球温暖化対策に協力すること。

(観光旅行者その他の滞在者の責務)

第7条 観光旅行者その他の滞在者は、本市、事業者、市民及び環境保全活動団体が実施する地球温暖化対策に協力する責務を有する。

(年次報告)

第8条 市長は、毎年度、次に掲げる事項を記載した報告書を作成し、これを公表しなければならない。

- (1) 本市の区域内における温室効果ガスの総排出量
- (2) 地球温暖化の防止のために講じた施策の実施状況及びその評価

第2章 地球温暖化対策計画

第9条 市長は、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、地球温暖化対策に関する計画(以下「地球温暖化対策計画」という。)を定めなければならない。

2 地球温暖化対策計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 地球温暖化対策計画の実施期間、温室効果ガスの総排出量の削減目標その他地球温暖化対策に関する基本方針
- (2) 温室効果ガスの総排出量の削減に関する具体的な施策

(3) その他地球温暖化対策を推進するために必要な事項

3 市長は、地球温暖化対策計画を定め、又は変更したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

第3章 本市による地球温暖化対策

第10条 本市は、温室効果ガスの排出の抑制等を図るため、次に掲げる施策を重点的かつ効果的に推進しなければならない。

(1) エネルギーに係る施策で次に掲げるもの

ア 再生可能エネルギー（太陽光、太陽熱、バイオマス（動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。）をいう。）を利用して得ることができるエネルギーその他の環境の保全上の支障を生じさせない無尽蔵のエネルギーをいう。以下同じ。）の優先的な利用を促進するための施策

イ 事業活動及び日常生活に伴うエネルギーの使用の合理化（一定の目的を達成するためのエネルギーの使用に際して、より少ないエネルギーで同一の目的を達成するために徹底的な効率の向上を図ることをいう。以下同じ。）を促進するための施策

ウ 建築物（建築基準法第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。）に係る再生可能エネルギーの活用及びエネルギーの使用の合理化を促進するための施策

(2) 環境マネジメントシステム（環境に配慮した事業活動を自主的に進めていくための目標を決定し、当該目標を達成するための取組を推進するための仕組みであって、別に定めるものをいう。以下同じ。）を事業者に普及させるための施策

(3) 環境物品等（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律第2条第1項に規定する環境物品等をいう。以下同じ。）及び環境に配慮した事業活動に関する情報を収集し、これを事業者、市民等に迅速かつ効果的に提供するとともに、事業者、市民等が環境物品等を優先的に購入することを促進するための施策

(4) 自動車等（自動車及び道路運送車両法第2条第3項に規定する原動機付自転車をいう。以下同じ。）の使用に伴う温室効果ガスの排出の抑制を図るための施策で次に掲げるもの

ア 自己の自動車等を使用する者の公共交通機関の利用への転換の促進、地球温暖化対策と調和のとれた駐車施設（自動車等を駐車するための施設をいう。）の整備に係る計画の推進その他の交通需要管理施策（自動車等による交通の抑制、自動車等による交通の空間的又は時間的な分散化その他の交通の円滑化を図るための施策をいう。）

イ 貨物の効率的な輸送を促進するための施策

ウ 温室効果ガスを排出しない自動車等又は温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車等の導入を促進するための施策

エ 自動車等の駐車時における原動機の停止を促進するための施策

オ 自動車等の共同使用を促進するための施策

(5) 森林の適切な保全及び整備並びに本市の区域内及びその近隣の地域から産出する木材（以下「地域産木材」という。）その他の森林資源の利用を促進するための施策

(6) 本市の区域内で生産された農林水産物（本市の区域内で製造された農林水産物の加工品を含む。以下同じ。）の積極的な消費その他の環境と調和のとれた食生活に関する啓発その他の施策

(7) 市街地における緑化及び農地の適切な保全を推進するための施策

(8) 廃棄物の発生の抑制及び再使用その他廃棄物の徹底した減量化を図るための施策

(9) 廃棄物を処分する際に発生する熱その他のエネルギーを最大限に活用するための施策

(10) 事業者、市民及び環境保全活動団体が自主的に行う地球温暖化対策により削減され、又は吸収された温室効果ガスの量を、他の者が自らの温室効果ガスの削減の量とみなすことができるようにする取引を促進するための施策

- (11) 地球温暖化の防止に寄与する技術に係る研究及び開発の促進並びに当該技術を有する産業（以下「環境産業」という。）の育成及び振興を図るための施策
- (12) 事業者、市民及び環境保全活動団体が地球温暖化の防止に関する理解を深めることができるようにするための環境教育（環境の保全についての理解を深めるために行われる環境の保全に関する教育及び学習をいう。以下同じ。）、啓発その他の必要な施策
- (13) 事業者、市民及び環境保全活動団体による地球温暖化の防止のための活動を促進するための情報の提供、人材の育成、助成その他の必要な施策
- (14) 観光旅行者その他の滞在者が地球温暖化の防止に関する理解を深めることができるようにするための啓発、知識の普及その他の必要な施策
- (15) 国、他の地方公共団体、環境保全活動団体等との連携による地球温暖化対策及び地球温暖化の防止に関する国際協力
- (16) 地球温暖化対策を効果的に実施するために必要な助成、税制その他の経済的措置に関する調査及び研究

2 本市は、次に掲げる施策を率先して講じなければならない。

- (1) 地球温暖化対策の推進に関する法律第20条の3第1項に規定する地方公共団体実行計画の推進
- (2) 環境マネジメントシステムの構築及び推進
- (3) 環境物品等の調達
- (4) 公共の用に供する施設の建設及び管理その他公共事業の実施に伴う地球温暖化の防止のために必要な施策
- (5) 本市が設置し、又は管理する道路、河川、公園その他の公共の用に供する施設並びに住宅及び事業場における再生可能エネルギーを利用するための設備（以下「再生可能エネルギー利用設備」という。）の設置、地域産木材その他の森林資源の利用及び緑化の実施
- (6) 前各号に掲げるもののほか、温室効果ガスの排出の抑制等のための施策

第4章 事業者及び市民等による地球温暖化対策

第1節 事業者及び市民等の取組

（再生可能エネルギーの優先的な利用等）

第11条 事業者及び市民は、事業活動及び日常生活に伴う再生可能エネルギーの優先的な利用に努めなければならない。

2 事業者及び市民は、次に掲げる事項の実施その他事業活動及び日常生活に伴うエネルギーの使用の合理化に努めなければならない。

- (1) 空気調和設備の使用に当たっては、温室効果ガスの排出の抑制に資するよう適切な温度に保つこと。
- (2) 照明設備の使用に当たっては、温室効果ガスの排出の抑制に資するよう適切な照度を保つこと。

3 建築物の新築又は増築（以下「新築等」という。）をしようとする者は、当該建築物からの熱の放出を抑制する構造の採用その他のエネルギーの使用の合理化に資する措置を講じるよう努めなければならない。

（環境マネジメントシステムの導入）

第12条 事業者は、環境マネジメントシステムの導入に努めなければならない。

（温室効果ガスの排出の量が比較的少ない機械器具等の使用等）

第13条 事業者及び市民は、温室効果ガスの排出の量が比較的少ない電気機械器具、ガス器具その他のエネルギーを消費する機械器具の優先的な使用に努めなければならない。

2 事業者及び市民は、電気機械器具、ガス器具その他のエネルギーを消費する機械器具及び水道水の適切な使用により、これらの使用に伴う温室効果ガスの排出の抑制に努めなければならない。

(温室効果ガスの排出の量が比較的少ない機械器具及び役務の提供等)

第14条 事業者は、前条第1項の機械器具及び温室効果ガスの排出の量が比較的少ない役務の提供に努めなければならない。

2 事業者は、前条第1項の機械器具又は前項の役務を利用しようとする者に対し、その利用に伴う温室効果ガスの排出に関する情報を提供するよう努めなければならない。

3 事業者は、環境保全活動団体及び大学、短期大学その他の教育研究機関と連携して、地球温暖化の防止に寄与する技術に係る研究及び開発並びに環境産業の振興に努めなければならない。

(公共交通機関等の利用)

第15条 事業者及び市民は、可能な限り、自己の自動車等の使用を控え、徒歩により、又は公共交通機関若しくは自転車を利用して移動するよう努めなければならない。

2 事業者は、可能な限り、その従業者に対し、通勤における自己の自動車等の使用を控えさせ、徒歩により、又は公共交通機関若しくは自転車を利用して通勤させることを促進するための措置を講じるよう努めなければならない。

(自動車等の使用に伴う温室効果ガスの排出の抑制)

第16条 事業者及び市民は、自己の自動車等の適正な使用及び管理により、当該自動車等の使用に伴う温室効果ガスの排出の抑制に努めなければならない。

2 事業者及び市民は、自動車等を駐車するに当たっては、当該自動車等の原動機を停止するよう努めなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

3 事業者及び市民は、自己の自動車等を保有する方法に代えて、自動車等を共同で使用するサービスを利用することその他の方法により、自動車等を使用するよう努めなければならない。

4 事業者及び市民は、自動車等の購入又は別に定める賃借（以下「購入等」という。）をしようとするときは、温室効果ガスを排出しない自動車等又は温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車等の購入等をするよう努めなければならない。

5 事業者及び市民は、自動車等を使用しようとする場合において、使用することのできる2以上の自動車等があるときは、温室効果ガスの排出の量がより少ない自動車等を使用するよう努めなければならない。

(建築物等の緑化)

第17条 事業者及び市民は、温室効果ガスの排出の抑制を図るため、その所有し、又は管理する建築物及びその敷地の緑化に努めなければならない。

(本市の区域内で生産された農林水産物の消費の促進等)

第18条 事業者及び市民は、温室効果ガスの排出の抑制等に資するため、本市の区域内で生産された農林水産物を優先的に消費するほか、環境と調和のとれた食生活を営むよう努めなければならない。

(廃棄物の徹底した減量化の推進)

第19条 事業者及び市民は、廃棄物の発生の抑制及び再使用その他の廃棄物の徹底した減量化を図るよう努めなければならない。

(従業者の環境教育)

第20条 事業者は、その従業者に対し、環境教育を行うよう努めなければならない。

(環境に良いことをする日)

第21条 事業者、市民、環境保全活動団体及び観光旅行者その他の滞在者が、地球温暖化対策の重要性について関心と理解を深めることにより、地球温暖化の防止に向けた取組の一層の推進を図るため、環境に良いことをする日を設ける。

2 環境に良いことをする日は、毎月16日とする。

3 環境に良いことをする日においては、本市、事業者、市民、環境保全活動団体及び観光旅行者その他の滞在者は、環境に配慮した行動を率先して実行するよう努めなければならない。

第2節 特定事業者の義務

(環境マネジメントシステムの導入等)

第22条 特定事業者は、本市の区域内に存する事業所のうち次の各号のいずれかに該当するものにおいて、環境マネジメントシステムを導入し、当該環境マネジメントシステムにおいて決定した目標を達成するための取組を推進しなければならない。

- (1) 温室効果ガスの排出の量が最も多い事業所
- (2) 主たる事業所
- (3) その他環境マネジメントシステムの導入による温室効果ガスの排出の量の削減の効果が高い事業所として別に定めるもの

2 前項の規定により環境マネジメントシステムを導入した特定事業者は、毎年度、別に定めるところにより、次に掲げる事項を記載した報告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 環境マネジメントシステムの名称
- (2) 環境マネジメントシステムにおいて決定した目標を達成するための取組に関する事項
- (3) その他市長が必要と認める事項

3 市長は、前項の規定による報告があったときは、速やかに、その旨及びその内容を公表しなければならない。

(温室効果ガスを排出しない新車等の導入)

第23条 特定事業者は、その事業の用に供するため、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない自動車に別に定めるもの（以下「新車」という。）の購入等を行うときは、別に定める期間に購入等をする新車のうち次に掲げる自動車に該当するものの台数の当該期間に購入等をする新車の合計台数に対する割合が別に定める割合以上となるようにしなければならない。

- (1) 温室効果ガスを排出しない別に定める自動車
- (2) 温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない別に定める自動車

2 特定事業者は、新車の購入等をしたときは、別に定めるところにより、次に掲げる事項を記載した報告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 購入等をした新車の合計台数
- (2) 購入等をした前項各号に掲げる自動車に該当する新車の台数
- (3) その他市長が必要と認める事項

3 前条第3項の規定は、前項の報告について準用する。

第3節 特定排出機器販売者の表示義務

第24条 温室効果ガスの排出の量が相当程度多い別に定める機械器具（以下「特定排出機器」という。）を店頭において販売する者（以下「特定排出機器販売者」という。）は、当該店頭の見やすい場所に、別に定めるところにより、エネルギー消費効率（エネルギーの消費量との対比における特定排出機器の性能として別に定める方法により算定した数値をいう。以下同じ。）に関する情報を適切に表示しなければならない。

2 特定排出機器販売者は、特定排出機器を購入しようとする者の求めがあったときは、当該特定排出機器のエネルギー消費効率について説明しなければならない。

第4節 自動車販売事業者の説明等の義務

(自動車販売事業者による温室効果ガスの排出の抑制)

第25条 本市の区域内において自動車の販売を業とする者（以下「自動車販売事業者」という。）は、新車を購入しようとする者に対し、その販売する新車に係る自動車環境情報（自動車に関する温室効果ガスの排出の量その他の別に定める事項をいう。）を説明しなければならない。

2 自動車販売事業者は、温室効果ガスを排出しない新車又は温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない新車の提供に努めなければならない。

3 自動車販売事業者は、毎年度、別に定めるところにより、温室効果ガスを排出しない新車又は温室

効果ガスの排出の量が相当程度少ない新車の販売の実績を記載した報告書を市長に提出しなければならない。

4 第22条第3項の規定は、前項の報告について準用する。

第5章 事業者排出量削減計画による温室効果ガスの排出量の削減 (事業者排出量削減指針)

第26条 市長は、事業者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量の削減を促進するため、次に掲げる指針（以下「事業者排出量削減指針」という。）を定めなければならない。

(1) 次条第1項に規定する事業者排出量削減計画書及び第30条第1項に規定する事業者排出量削減報告書の作成に関する次に掲げる指針

ア 温室効果ガスの排出の量の算定に係る指針

イ 事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量の削減を図るために事業者が採り得る措置に係る指針

(2) 第28条第1項の規定による事業者排出量削減計画書に係る評価及び第31条第1項の規定による事業者排出量削減報告書に係る評価に関する指針

2 市長は、事業者排出量削減指針を定め、又は改定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

(事業者排出量削減計画書の提出等)

第27条 計画期間（特定年度（平成23年度及び同年度から起算して3年度又は3の倍数を経過したごとの年度をいう。）以降の3年間をいう。以下同じ。）のいずれかの年度において特定事業者に該当することとなった事業者は、温室効果ガスの排出の量を計画的に削減するため、当該計画期間（特定事業者に該当することとなった年度前の年度を除く。第30条及び第31条において同じ。）について、事業者排出量削減指針に基づき、事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量の削減に係る計画書（以下「事業者排出量削減計画書」という。）を作成し、特定事業者に該当することとなった年度の別に定める日までに市長に提出しなければならない。

2 事業者排出量削減計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 特定事業者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び代表者名並びに主たる事務所の所在地）

(2) 事業者排出量削減計画書を提出する年度前の年度における事業活動に伴う温室効果ガスの排出の実績

(3) 事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量を削減するための基本方針

(4) 事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量の削減の目標

(5) 前号の目標を達成するために実施しようとする措置の内容

(6) 従業員に対して通勤において自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置の内容

(7) 前2号の措置を推進するための体制

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

3 第1項の規定により事業者排出量削減計画書を提出した特定事業者（以下「計画書提出特定事業者」という。）は、前項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、別に定める届出書に、変更後の事業者排出量削減計画書を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

4 市長は、第1項の規定による事業者排出量削減計画書の提出及び前項の規定による届出に係る変更後の事業者排出量削減計画書の提出があったときは、速やかに、その旨及びその内容を公表しなければならない。

(事業者排出量削減計画書に係る評価)

第28条 市長は、前条第1項の規定により提出された事業者排出量削減計画書（同条第3項の規定による届出があったときは、変更後の事業者排出量削減計画書）に記載された同条第2項第3号から第

5号までに掲げる事項について、事業者排出量削減指針に基づき評価を行うものとする。

- 2 市長は、前項の評価を行ったときは、速やかに、計画書提出特定事業者に対し、当該評価の結果を通知するとともに、これを公表しなければならない。

(事業者排出量削減計画の推進)

第29条 計画書提出特定事業者は、事業者排出量削減計画書に基づき、事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量を削減しなければならない。

- 2 計画書提出特定事業者は、第27条第2項第4号に掲げる目標を達成するための温室効果ガスの排出の量の削減については、自らの事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量を削減する手段のほか、森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策のうち、温室効果ガスの排出の量を自ら削減したものとみなすことができる手段として別に定めるものによることができる。

(事業者排出量削減報告書の提出等)

第30条 計画書提出特定事業者は、計画期間の各年度について、事業者排出量削減指針に基づき、次に掲げる事項を記載した報告書（以下「事業者排出量削減報告書」という。）を作成し、当該各年度の翌年度の別に定める日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量
- (2) 事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量を削減するために実施した措置の内容
- (3) 前号に掲げるもののほか、地球温暖化の防止に寄与するために実施した措置の内容

- 2 第27条第4項の規定は、事業者排出量削減報告書について準用する。

(事業者排出量削減報告書に係る評価)

第31条 市長は、前条第1項の規定により計画期間の最後の年度に係る事業者排出量削減報告書が提出された後、計画期間に係る同項各号に掲げる事項について、事業者排出量削減指針に基づき評価を行うものとする。

- 2 第28条第2項の規定は、前項の評価について準用する。

(表彰)

第32条 市長は、前条第1項の規定による評価の結果、第27条第2項第4号に掲げる目標の達成の状況が特に優良であると認める計画書提出特定事業者を表彰するものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、あらかじめ、地球温暖化対策に関し専門的知識を有する者の意見を聴くものとする。

(指導及び助言)

第33条 市長は、特定事業者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量を効果的に削減させるため、計画書提出特定事業者に対し、その事業活動の状況及び第27条第2項第5号に掲げる措置の内容に応じて、必要な指導及び助言をするものとする。

(特定事業者以外の事業者による事業者排出量削減計画書の提出等)

第34条 特定事業者以外の事業者は、事業活動に伴う温室効果ガスの排出の削減の量等について市長の評価を受けるとともに、当該温室効果ガスの排出の量の効果的な削減の方法について市長の指導及び助言を受けるため、単独で又は共同して、計画期間について事業者排出量削減指針に基づき事業者排出量削減計画書を作成し、別に定める日までに市長に提出することができる。

- 2 第27条から前条までの規定（第27条第1項を除く。）は、前項の事業者が事業者排出量削減計画書を提出する場合について準用する。

第6章 建築物に係る地球温暖化対策

第1節 建築物排出量削減指針

第35条 市長は、建築物に係る温室効果ガスの排出の量の削減を促進するため、次条第1項に規定する建築物排出量削減計画書の作成に関し、当該温室効果ガスの排出の量の削減を図るために建築物を建築する者が採り得る措置に係る指針（以下「建築物排出量削減指針」という。）を定めなければな

らない。

- 2 市長は、建築物排出量削減指針を定め、又は改定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

第2節 建築物排出量削減計画による温室効果ガスの排出量の削減

(建築物排出量削減計画書の提出等)

第36条 温室効果ガスの排出の量が相当程度多い別に定める建築物（以下「特定建築物」という。）の新築等をしようとする者（以下「特定建築主」という。）は、建築物排出量削減指針に基づき、建築物に係る温室効果ガスの排出の量の削減に係る計画書（以下「建築物排出量削減計画書」という。）を作成し、当該新築等に係る工事に着手する前の別に定める日までに市長に提出しなければならない。

- 2 建築物排出量削減計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 特定建築主の氏名及び住所（法人にあつては、名称及び代表者名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 特定建築物の名称及び所在地
- (3) 特定建築物の概要
- (4) 特定建築物に係る温室効果ガスの排出の量を削減するために実施しようとする措置の内容
- (5) 第44条の規定に基づく同条の建築環境総合性能評価システムによる評価の結果
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

- 3 第1項の規定により建築物排出量削減計画書を提出した特定建築主（以下「計画書提出特定建築主」という。）は、特定建築物の新築等に係る工事が完了するまでの間に、前項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、別に定める届出書に、変更後の建築物排出量削減計画書を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。ただし、別に定める軽微な変更については、この限りでない。

- 4 市長は、第1項の規定による建築物排出量削減計画書の提出及び前項の規定による届出に係る変更後の建築物排出量削減計画書の提出があったときは、速やかに、その旨及びその内容を公表しなければならない。

(指導及び助言)

第37条 市長は、特定建築物に係る温室効果ガスの排出の量を効果的に削減させるため、計画書提出特定建築主に対し、特定建築物の状況及び前条第2項第4号に掲げる措置の内容に応じて、必要な指導及び助言をするものとする。

(完了の届出等)

第38条 計画書提出特定建築主は、特定建築物の新築等に係る工事が完了したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

- 2 第36条第4項の規定は、前項の届出について準用する。

(特定建築主以外の建築主による建築物排出量削減計画書の提出等)

第39条 建築物の新築等をしようとする者で、特定建築主以外のものは、当該建築物に係る温室効果ガスの排出の量の効果的な削減の方法について市長の指導及び助言を受けるため、建築物排出量削減指針に基づき建築物排出量削減計画書を作成し、当該新築等に係る工事に着手する前の別に定める日までに市長に提出することができる。

- 2 第36条から前条までの規定（第36条第1項を除く。）は、前項の者が建築物排出量削減計画書を提出する場合について準用する。

第3節 特定建築物における地域産木材の利用等

(特定建築物における地域産木材の利用)

第40条 特定建築主は、特定建築物に別に定める量以上の地域産木材（別に定めるものに限る。以下同じ。）を利用しなければならない。

(特定建築物における再生可能エネルギー利用設備の設置)

第41条 特定建築主は、特定建築物又はその敷地に、再生可能エネルギー利用設備で、特定建築物からの温室効果ガスの排出の量の削減に寄与するものとして別に定める基準に適合するものを設置し

なければならない。

(届出)

第42条 特定建築主は、次に掲げる事項を記載した別に定める届出書を、特定建築物の新築等に係る工事に着手する前の別に定める日までに市長に提出しなければならない。

(1) 特定建築物に利用する地域産木材に関する次に掲げる事項

- ア 種類
- イ 利用する用途
- ウ 利用する量
- エ その他市長が必要と認める事項

(2) 特定建築物又はその敷地に設置する再生可能エネルギー利用設備に関する次に掲げる事項

- ア 種類
- イ 利用することが可能な再生可能エネルギーの量
- ウ その他市長が必要と認める事項

2 前項の届出をした特定建築主は、特定建築物の新築等に係る工事が完了するまでの間に、同項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、速やかに別に定める届出書を市長に提出しなければならない。

(勧告及び公表)

第43条 市長は、特定建築主が前条第1項の規定による届出をした場合において、その届出に係る事項が第40条又は第41条の規定に適合しないと認めるときは、当該特定建築主に対し、地域産木材の利用又は再生可能エネルギー利用設備の設置に関し、特定建築物に係る工事の設計の変更その他必要な措置を講じるよう勧告することができる。

2 市長は、前項の規定による勧告を受けた特定建築主がその勧告に従わないときは、その旨及びその勧告の内容を公表することができる。

第4節 建築物環境配慮性能の表示

(建築環境総合性能評価システムによる評価)

第44条 特定建築主は、環境への配慮に係る特定建築物の性能について、建築環境総合性能評価システム(環境への配慮に係る建築物の性能を評価する制度のうち、市長が定めるものをいう。以下同じ。)による評価を行わなければならない。

(建築物環境配慮性能の表示に関する基準)

第45条 市長は、環境への配慮に係る建築物の性能(以下「建築物環境配慮性能」という。)を適切に表示させるため、前項の規定による評価の結果のうち次条の規定により表示をすべき事項及びその表示の方法に関する基準(以下「表示基準」という。)を定めなければならない。

2 市長は、表示基準を定め、又は変更したときは、速やかにこれを告示しなければならない。

(建築物環境配慮性能の表示)

第46条 特定建築主は、特定建築物の新築等に係る工事の期間中、当該工事の現場の見やすい場所に、表示基準に基づき建築物環境配慮性能の表示をしなければならない。

2 特定建築主は、新築等に係る特定建築物の販売の広告(別に定めるものに限る。以下同じ。)をするときは、当該広告に、表示基準に基づき建築物環境配慮性能の表示をしなければならない。

3 特定建築主は、新築等に係る特定建築物について販売の代理又は媒介を行わせる場合において、当該代理又は媒介を行う者(以下「販売代理者等」という。)が当該特定建築物の販売の広告をするときは、当該販売代理者等に対し、当該広告に、表示基準に基づき建築物環境配慮性能の表示をさせなければならない。

4 前項の場合において、販売代理者等は、正当な理由なく、当該特定建築物に係る建築物環境配慮性能の表示を拒否してはならない。

(建築物環境配慮性能の表示の届出)

第47条 特定建築主は、前条第1項から第3項までの規定により、建築物環境配慮性能の表示をし、

又は販売代理者等に当該表示をさせたときは、これらの表示の日のいずれか早い日後速やかに、別に定める届出書に、当該表示をし、若しくは表示をさせた広告若しくはその写しその他建築物環境配慮性能の表示の内容を確認するために必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項の届出をした特定建築主は、表示をし、又は表示をさせた建築物環境配慮性能に変更が生じたときは、速やかに、変更後の建築物環境配慮性能の表示をし、又は販売代理者等に対して変更後の建築物環境配慮性能の表示をさせるとともに、別に定める届出書に、変更後の前項の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

3 市長は、前2項の規定による届出があったときは、速やかに、その旨及びその内容を公表しなければならない。

(建築物環境配慮性能の説明)

第48条 特定建築主は、特定建築物を販売しようとするときは、当該特定建築物を購入しようとする者に対し、当該特定建築物に係る建築物環境配慮性能を説明するよう努めなければならない。

2 前項の規定は、販売代理者等が特定建築物の販売の代理又は媒介を行おうとする場合について準用する。

(特定建築主以外の建築主による建築物環境配慮性能の表示等)

第49条 第39条第1項の規定により建築物排出量削減計画書を提出した者は、環境への配慮に係る当該建築物の性能について、建築環境総合性能評価システムによる評価を行うとともに、第46条第1項若しくは第2項の規定の例により当該建築物に係る建築物環境配慮性能の表示をし、又は同条第3項の規定の例により当該建築物の販売の代理若しくは媒介を行う者に対して当該建築物に係る建築物環境配慮性能の表示をさせるよう努めなければならない。

2 前条の規定は、前項の建築物排出量削減計画書を提出した者が当該建築物の販売をし、又はその販売の代理若しくは媒介を行わせる場合について準用する。

第5節 緑化重点地区内の建築物に係る緑化等の義務

(特定緑化建築物等の緑化等)

第50条 緑化重点地区(都市緑地法第4条第2項第8号に規定する地区をいう。)において、その敷地面積が別に定める面積以上である建築物の新築又は別に定める改築をしようとする者(以下「特定緑化建築主」という。)は、当該建築物及びその敷地(以下「特定緑化建築物等」という。)に、それらの面積に応じて別に定める面積以上の緑化施設(植栽、花壇その他の緑化のための施設(可動式のものにあっては、別に定める規模以下のものを除く。))及び敷地内の保全された樹木並びにこれらに付随して設けられる園路、土留めその他の施設(当該建築物の空地、屋上その他の屋外に設けられるものに限る。)をいう。以下同じ。)を設けなければならない。ただし、建築物の構造又は敷地の状況により緑化施設を確保することが困難であると市長が認めるときは、この限りでない。

2 特定緑化建築主は、前項の規定にかかわらず、その建築物に太陽光発電装置を設けるときは、緑化施設の面積に太陽光発電装置の面積を加えた面積をもって同項の規定により設けるべき緑化施設の面積とすることができる。

3 第1項の緑化施設及び前項の太陽光発電装置の面積は、別に定める方法により算定するものとする。(適用除外)

第51条 前条の規定は、次に掲げる建築物については、適用しない。

- (1) 工場立地法第6条第1項に規定する特定工場の用に供する建築物
 - (2) 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法第4条第1項に規定する歴史的風土保存区域内の建築物
 - (3) 近畿圏の保全区域の整備に関する法律第5条第1項に規定する近郊緑地保全区域内の建築物
 - (4) 都市計画法第8条第1項第7号に規定する風致地区内の建築物
 - (5) 都市緑地法第12条第1項に規定する特別緑地保全地区内の建築物
- (緑化計画書の提出)

第52条 特定緑化建築主は、次に掲げる事項を記載した計画書（以下「緑化計画書」という。）を作成し、建築基準法第6条第1項若しくは第6条の2第1項の規定による確認の申請前又は同法第18条第2項の規定による通知前の別に定める日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人にあっては、名称及び代表者名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 建築物の名称及び所在地
- (3) 特定緑化建築物等の概要
- (4) 特定緑化建築物等の緑化施設及び太陽光発電装置に係る工事その他当該緑化施設を確保するために実施しようとする措置の内容
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 緑化計画書を提出した特定緑化建築主（以下「計画書提出特定緑化建築主」という。）は、当該特定緑化建築物等の緑化施設及び太陽光発電装置に係る工事が完了するまでの間に、前項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、別に定める届出書に、変更後の緑化計画書を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、別に定める軽微な変更については、この限りでない。

（勧告及び公表）

第53条 市長は、特定緑化建築主が緑化計画書を提出した場合において、当該緑化計画書に記載された前条第1項第4号に掲げる措置の内容が第50条の規定に適合しないと認めるときは、当該特定緑化建築主に対し、特定緑化建築物等の緑化施設及び太陽光発電装置に係る工事の設計の変更その他必要な措置を講じるよう勧告することができる。

2 市長は、前項の規定による勧告を受けた特定緑化建築主がその勧告に従わないときは、その旨及びその勧告の内容を公表することができる。

（特定緑化建築物等に係る工事の完了の届出）

第54条 計画書提出特定緑化建築主は、当該特定緑化建築物等の緑化施設及び太陽光発電装置に係る工事が完了したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

（特定緑化建築物等の維持管理）

第55条 計画書提出特定緑化建築主は、特定緑化建築物等の適切な維持管理に努めなければならない。

第7章 評価及び見直し

（施策の評価及び見直し）

第56条 市長は、この条例に基づく施策の推進に当たっては、定期的にその実施状況について、評価を行わなければならない。

2 市長は、前項の評価の結果、地球温暖化対策に係る技術水準の向上及び社会経済情勢の変化を踏まえ、必要があると認めるときは、同項の施策の見直しを行わなければならない。

3 市長は、第1項の評価及び前項の見直しを行うために必要な体制を整備しなければならない。

4 市長は、第1項の評価及び第2項の見直しをしようとするときは、事業者、市民、環境保全活動団体及び複数の学識経験のある者の意見を聴かななければならない。

（条例の見直し）

第57条 本市は、この条例の目的を達成するため、その施行の状況、地球温暖化対策に係る技術水準の向上及び社会経済情勢の変化を踏まえ、おおむね5年ごとに、その見直しを行うものとする。

第8章 雑則

（報告又は資料の提出）

第58条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、特定事業者（第34条第1項の規定により事業者排出量削減計画書を提出した事業者を含む。）、特定建築主（第39条第1項の規定により建築物排出量削減計画書を提出した者を含む。）及び特定緑化建築主に対し、温室効果ガスの排出の量を削減するための措置の実施の状況その他必要な事項について報告又は資料の提出を求めることができる。

(立入調査等)

第59条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、市長が指定する職員に、特定建築物若しくはその敷地又は特定緑化建築物等に立ち入り、その状況を調査させ、必要な検査をさせ、又は関係者に質問させることができる。ただし、住居に立ち入るときは、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

2 前項の規定により立入調査、立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査、立入検査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(勧告及び公表)

第60条 市長は、特定事業者、自動車販売事業者、特定建築主及び特定緑化建築主が、次の各号のいずれかに該当するときは、これらの者に対し、必要な措置を講じるよう勧告することができる。

(1) 第22条第2項、第23条第2項又は第25条第3項の規定による報告をしなかったとき。

(2) 第27条第1項、第30条第1項、第36条第1項又は第52条第1項の規定による提出をしなかったとき。

(3) 第27条第3項、第36条第3項、第38条第1項、第42条、第47条第1項若しくは第2項、第52条第2項又は第54条の規定による届出をしなかったとき。

(4) 第58条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなく、当該勧告に従わないときは、その旨及びその内容を公表することができる。

(委任)

第61条 この条例において別に定めることとされている事項及びこの条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第6章第3節から第5節までの規定（第44条を除く。）及び附則第4項の規定は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの条例による改正前の京都市地球温暖化対策条例（以下「旧条例」という。）第21条第1項の規定により提出された同項に規定する特定建築物排出量削減計画書については、この条例による改正後の京都市地球温暖化対策条例（以下「新条例」という。）第36条第1項の規定により提出された建築物排出量削減計画書とみなす。

3 旧条例第20条第2項の規定により同項に規定する特定事業者排出量削減報告書を提出すべきであった者で、施行日前に提出していないものについては、旧条例第20条第2項及び第3項、第25条並びに第26条の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

4 新条例第6章第3節及び第5節の規定は、平成24年4月1日以後に建築基準法第6条第1項若しくは第6条の2第1項の規定による確認の申請又は同法第18条第2項の規定による通知をする者について適用する。この場合において、同日から別に定める日までに当該申請又は通知をする者に対する新条例第52条の規定の適用については、同条第1項中「建築基準法第6条第1項若しくは第6条の2第1項の規定による確認の申請前又は同法第18条第2項の規定による通知前の別に定める日までに」とあるのは、「平成24年4月1日以後速やかに」とする。

附 則（平成26年3月25日条例第150号）

この条例中第2項第1項の改正規定は平成26年4月1日から、第50条第1項の改正規定は公布

の日から施行する。

附 則（平成２８年３月３０日条例第６４号）

この条例中第５条第２項各号列記以外の部分の改正規定（「第２条第１項第２号」を「第２条第１項第１７号」に、「一般電気事業者」を「電気事業者」に改め、「同項第８号に規定する特定規模電気事業者並びに」を削る部分に限る。）は平成２８年４月１日から、その他の改正規定は電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成２７年法律第４７号）第５条の規定の施行の日から施行する。

附 則（平成２９年１１月１６日条例第１０号）

この条例中第１条の規定は公布の日から、その他の規定は平成３０年４月１日から施行する。